

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証拠説明書 (19)

平成21年3月19日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



同 弁護士 中 山 司



| 号証 | 標目 | 原本・写の別 | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|----------|-----|--------|---------------------|---|--|----------------------|
| 乙 111 | 陳述書 | 原本 | 平成 21 年 3 月 19 日 | 独立行政法人農業・食 品産業技術総合研究 機構 作物研究所 稲遺伝子 技術研究チーム長 薬学博士 大島正弘 | 本件鑑定においては「水 田水からのタンパク質 の回収実験」の結果が最 も重視されるべきもの であること、及び、本件 鑑定で実施された各実 験は、いずれも「ディフ ェンシンは検出されず」 という科学的結果を得 て終結していること | 別添 参考 資料 あり |